

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和8年6月4日（木）午後4時40分
- 2 閉会日時 令和8年6月4日（木）午後4時55分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
 - 6 番 安藤 利博君
 - 7 番 永徳 省二君
 - 8 番 佐藤 武君
 - 10 番 光成 良充君
 - 12 番 大口 浩志君
 - 14 番 原田 素代君
 - 15 番 金谷 文則君
 - 18 番 佐藤 武文議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
な し
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 川原 達也君 副 参 事 青木 智彦君
- 8 協議事項 1) 赤磐市議会議員政治倫理審査について
2) その他

午後 4 時 40 分 開会

○委員長（原田素代君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） 今日は大変長時間にわたりまして、審査に皆さん御協力いただきましてありがとうございます。

今回、倫理審査会②のほうから報告書を頂いておりますので、この件についての御審査をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項 1 番目、赤磐市議会議員政治倫理審査について協議したいと思います。

審査結果報告書を事前にタブレットに入れておりますので、皆さん、お読みいただいていると思います。

まず、議会事務局からの説明をお願いします。

○議会事務局長（川原達也君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 川原局長。

○議会事務局長（川原達也君） 1 月 16 日付で、赤磐市議会議員政治倫理条例第 7 条に基づく審査請求が議長に提出された案件でございますが、同条例第 10 条第 5 項の規定によりまして、6 月 1 日に当該審査結果の報告が議長に提出されております。同条例第 13 条で、議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その審査結果を議会運営委員会に報告することとなっております。また、同条例の解説では、議長は議会運営委員会に諮問した上で措置を実施することが想定されておりますので、御協議をよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

それでは、これから審査会の報告どおりの措置とするか、変更するか、協議をしたいと思います。

審査結果報告書の最終ページには、議場ではなく議会全員協議会の場で保田議員への言動に対しては陳謝の勧告、松田議員への言動に対しては議長からの注意とされております。

皆さん、いかがでしょうか。御協議をお願いします。

○委員（金谷文則君） 異議ございません。

○委員長（原田素代君） 皆さん、いかがでしょうか、ほかの方。

○委員（永徳省二君） よろしいかと思います。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 要するにこれは、議会運営委員会への報告ということで、これで皆さんが納得するかどうかということを確認すると。

○委員長（原田素代君）　そうですね。

○委員（佐藤　武君）　そうした中で、報告書の中で非常に気になった部分があったんですけども、虚偽であるとか、佐々木議員からの申出の中で、何だったかな、恫喝のような表記があったかなと思うんですが、虚偽ということになれば、確証が何かあるのかなという部分と、それから、過去の倫理審査会とか百条委員会の取りまとめを確認したんですけども、虚偽であるとか、そういう表現は使っていないんですよね。だから、この倫理審査会の報告書の中で虚偽とか恫喝であるという表現を使うことが果たして妥当なのかどうか。もし、そこまで表現をするのであれば、証拠物件であるとかそういうものが、逆に言われたときにどういうふうに対応するのかなというふうに思ったので、その虚偽であるとか恫喝という部分は、やはり訂正したほうがいいのかなというふうに思います。

倫理審査会の過去の例でいけば、本人が認めた部分について報告書を書いております。そうした中で、本人も反省をするような発言がなかったというような状況の中で、事実を淡々と書いたという状況がありますので、この部分について、佐々木議員が事実を認めてないということもあるんですけども、その表現で審査会として、もう虚偽であると、恫喝だというような明確な表現が果たして妥当かどうかという部分を提案したいと思います。

○委員長（原田素代君）　これはどうでしょうか。もう提出されたので、倫理審査会自身は今の段階ではもう解散ですよ。そうすると、今の御意見に対して説明するとしたら、どなたが適当なんでしょうか。立ち会った、委員会で審査をした人間から説明してもらえばいいんでしょうか。

暫時休憩します。

午後 4 時46分　休憩

午後 4 時50分　再開

○委員長（原田素代君）　休憩前に引き続きまして再開します。

佐藤武委員から御意見もありましたけど、ほかにもしあれば。

佐藤武委員。

○委員（佐藤　武君）　そもそもこの案件については、倫理審査会を設置するかどうかを諮った時点で可否同数であった。その上で、委員長判断で委員会が設置されたという部分を考えて、半数の委員は慎重な対応が必要だったというふうに私は理解しているんですけども、その上で先ほど申したように、倫理審査会というのは司法の場ではない。そうした中で断定をしてしまうというのは非常に危険が伴うのではないかなと。そういうことで、この報告を受けて、裁判とかそういう状況になったときに、そこら辺も十分踏まえていかないといけないのではないかなと。これが赤磐市議会の結論ということになってしまうので、そこら辺はやっぱり、十分慎重に考えて対応しないといけないというふうに思います。

○委員長（原田素代君）　そのほかに、皆さんのほうから御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、取りあえずここで皆さんの意見をまとめさせていただきますが、佐藤武委員から2点にわたっての御意見がありました。その上で、今日はここで賛否を採ろうと思いますので、この倫理審査会②の結論について採決をさせていただきます。

報告に賛成するという方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 賛成多数ですので、議会運営委員会といたしましては、今回の審査結果報告書を採択させていただきます。

これを公開するというので、取り扱うということですね。

佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 今後の取扱いについて、議長に付託をされたような形になっておるんですね。そういうことの中で、本人の弁明書を取る必要があるんじゃないかなと。本人に言い分が恐らくあるんじゃないかと思われるので、そこもやはり取る必要があるんじゃないかなと。私は、そういう本人の意向も踏まえた中で対応をさせていただくのがいいのかな、それともこの報告書に基づいて私のほうから本人に言い渡すのがいいのか。その辺のことについて、ちょっと御協議していただきたいというふうに思うんです。事務局も含めて、どういうふうなやり方がいいかということについて御指導を私は仰ぎたいというふうに思うんですけど。

○委員長（原田素代君） 協議以前に、事務局のほうに確認をしておりますので、報告をお願いします。

青木副参事。

○議会事務局副参事（青木智彦君） 条例の第13条で、結果を受けた後の流れが規定されております。

第13条では、議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その審査結果を議会運営委員会において報告するものとする、それが今日になります。

第2項で、議長は、前項の報告を終えたときは、代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知し、その概要を公表しなければならないとなっているので、今日の議会運営委員会が終わった後、速やかに請求人の代表者と審査対象議員に通知をします。

それから、第3項で、審査対象議員は、前項の通知があった日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができるとありますので、14日以内に御本人から提出されるようであれば、弁明書が出てきた時点で審査結果報告書と併せてホームページ等で公表をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 流れとしては以上なんです。御了解をお願いします。

そうしましたら、これで、一応今日の予定は終了でよろしいですね。

最後に何か委員の方からありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会したいと思います。

午後4時55分 閉会